

事 務 連 絡
令和6年2月21日

関係各位

厚生労働省保険局医療課

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関における外来データ提出加算等の取扱いについて

標記について、別添にて、地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知しましたので、各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

別 添

保医発 0221 第 4 号
令和 6 年 2 月 21 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関における
外来データ提出加算等の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）に規定する項目のうち、区分番号「B 0 0 1 - 3」生活習慣病管理料の注 4、区分番号「C 0 0 2」在宅時医学総合管理料の注 13、区分番号「C 0 0 2 - 2」施設入居時等医学総合管理料の注 7、区分番号「C 0 0 3」在宅がん医療総合診療料の注 7、区分番号「H 0 0 0」心大血管疾患リハビリテーション料の注 5、区分番号「H 0 0 1」脳血管疾患等リハビリテーション料の注 7、区分番号「H 0 0 1 - 2」廃用症候群リハビリテーション料の注 7、区分番号「H 0 0 2」運動器リハビリテーション料の注 7 及び区分番号「H 0 0 3」呼吸器リハビリテーション料の注 5 に規定するデータ提出加算（以下「外来データ提出加算等」という。）については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月以降において当該加算が算定できないこと等とされているところである。

今般、別添の保険医療機関において、令和 6 年 1 月 18 日 12 時までに提出すべきデータの提出に遅延等が認められたため、令和 6 年 3 月以降の外来データ提出加算等が算定できないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

【外来データ提出加算】

保険医療機関名	住所	適用期間
該当医療機関なし		

【在宅データ提出加算】

保険医療機関名	住所		適用期間
医療法人愛全会クリニックあい	0050813	北海道札幌市南区川沿13条2丁目1番47号	令和6年3月1日から次の提出実績が認められた月の翌月まで
医療法人財団千葉健愛会あおぞら診療所	2710074	千葉県松戸市緑ヶ丘2-357ソフィア1階A号・B号	

【リハビリテーションデータ提出加算】

保険医療機関名	住所		適用期間
久保田整形外科クリニック	2870003	千葉県香取市佐原イ1027-2	令和6年3月1日から次の提出実績が認められた月の翌月まで
磯村医院	4910804	愛知県一宮市千秋町佐野字五反田21	
はしぐち整形外科クリニック	5230821	滋賀県近江八幡市多賀町460番地	
医療法人京向日葵会淀ひまわりクリニック	6128275	京都府京都市伏見区納所町568番地5	
宇野津整形外科医院	6712224	兵庫県姫路市青山西1丁目11番13号	
医療法人社団清流会双樹クリニック	7380024	広島県廿日市市新宮二丁目1番15号	